

岐阜県公報

号外(八) 平成二十年四月一日

規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「交番、駐在所」を「駐在所」に改める。

第十条第一項中「決定通知書の交付の日」を「決定通知書において知事が指定する日」に改め、「する」ともに、「宿舍入居届(別記第三号様式)を知事に提出」を削り、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第三項を削る。

第十二条中「その旨」を「第十条第一項に定める期間内に辞退届(別記第四号様式)によりその旨」に改める。

第十三条第四項中「基く」を「基づく」に改める。

第十四条第一項中「者が」を「者は」に改め、「及び家事使用人」を削り、「同居させようとするときは、知事の承認を受けなければならない」を「同居させることができないう」に改め、同条第二項中「場合において」を「規定にかかわらず」「同居させること」を「家族以外の者を同居させること」に、「承認する」を「同居を承認する」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

宿舍の貸与を受けている者は、自己の負担において模様替その他の工事を行う場合

目次

規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管財課) 一

岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則

(同) 六

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

(同) 六

訓令

岐阜県庁防火対策実施要綱を廃止する訓令

(同) 六

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(同) 七

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

(同) 七

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成二十年四月一日

は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、当該工事が宿舍の使用に支障を生ずることがないものであつて、明渡しの際原状に回復し、又は当該工事の目的物を県に寄付し、若しくは当該工事に係る県に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認することができる。

第十八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「とき」を「とき。」に改め、同項第三号中「又は転職」を「転職その他の理由」に「とき」を「とき。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 宿舍の貸与を受けている者は、前項の規定により宿舍を明け渡すときは、同項第一号の場合にあつては当該事由が生じた日から二十日以内に、同項第二号及び第三号の場合にあつては当該事由が生ずる日までに、宿舍を明け渡さなければならない。

第十八条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項の期間内」を「明渡期限日まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 宿舍の貸与を受けている者は、第一項の規定により宿舍を明け渡すときは、その旨を前項の規定による明渡しの期限日（次項において「明渡期限日」という。）（までに知事に報告するとともに、宿舍を明け渡した日から五日以内に宿舍退去届（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

第十九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号及び第二号中「とき」を「とき。」に改め、同項第三号中「居住せしめる」を「居住させる」に「とき」を「とき。」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 宿舍の貸与を受けている者が宿舍を明け渡すときは、その責めに帰すべき損傷又は汚損について、原状に回復して明け渡さなければならない。

第二十一条第五項中「新」を「新たに」に改める。

第二十六条第二項中「除く」を「除く。」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第8条関係)

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

職員宿舎を借り受けたいので、岐阜県職員宿舎管理規則第8条第1項の規定により申請します。なお、貸与を受けたときは、同規則を遵守し、適正に管理いたします。

所属コード	所 属 名	職員コード	氏 名
			印
入 居 予 定 日	年 月 日		
希望する宿舎種類	世帯用	単身用	独身用 (該当に)

現 住 所					
現 住 所 の 状 況	宿舎 ・ 自家 ・ 借家 ・ 間借 ・ その他 ()				
車 の 所 有 台 数	台				
同居 予定 者	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	備 考
世帯用宿舎を希望する場合のみ、記載願います。					
申 込 理 由 (選 択)	転 勤	旧 所 属		新 所 属	
		年 月 日付		電 話 番 号	
	現 住 居 が 狭 い	専用延面積	m ²	部 屋 数	室
	通 勤 が 困 難	通勤方法		通勤時間	
	家 賃 が 高 い	月額	円		
そ の 他					
所属長 意見欄	氏 名				印

岐阜県三岐観光公社のちひな館[®]

第2号様式 (第9条関係)

宿舍貸与に関する決定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日に申請のあった宿舍の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 年 月 日から次の宿舍を貸与します。

宿舍名及び
所在地

2 あなたは、補欠の 番です。

3 その他

(1) 貸与の日から10日以内に入居することができず、入居を延期する必要がある場合には、貸与の日から10日以内に入居延期申請書を提出して承認を受けてください。

(2) 入居を辞退する場合は、貸与の日から10日以内に辞退届を提出してください。

④ 職氏名 _____
所属名 _____ TEL _____

岐阜県三岐観光公社 岐阜県三岐観光公社
「所属名 (電話番号) _____」
氏名 _____ ⑤ 「承認のあった上記宿舍の貸与につき

まして」を「上記宿舍の貸与を受けましたが」に「第10条第2項」を「第10条第2項の規定」に代る。 岐阜県三岐観光公社 岐阜県三岐観光公社 岐阜県三岐観光公社

第 4 号様式 (第 12 条関係)

<p style="text-align: center;">辞 退 届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所属名 (電話番号) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑪</p>	
宿 舎 名	
所 在 地	
<p>年 月 日付で貸与の決定を受けた上記の宿舎につきましては、貸与を辞退しますので、岐阜県職員宿舎管理規則第 12 条の規定により届け出ます。</p>	

岐阜県職員宿舎管理規則第 18 条関係

第 5 号様式 (第 18 条関係)

<p style="text-align: center;">宿 舎 退 去 届</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所属名 (電話番号) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑪</p>	
宿 舎 名	
所 在 地	
<p>年 月 日に宿舎を退去しましたので、岐阜県職員宿舎管理規則第 18 条第 3 項の規定により届け出ます。</p>	

備考 知事は、岐阜県職員宿舎管理規則第 20 条に規定する原状回復の状況その他特に必要と認める事項で退去の際に報告を求めることが適当と認める事項をこの様式に付記することができる。

別記第六号様式中「TEL」を「電話番号」に、「郵便局」を「〒」に、「郵便番号3項」を「郵便第4項の指定」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十八条及び別記様式の改正規定並びに次項の規定は、平成二十年七月一日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に改正前の第十八条第一項各号のいずれかに該当する者に係る宿舎の明渡しについては、改正後の第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県庁内管理規則の一部を改正する規則

岐阜県庁内管理規則（昭和六十年岐阜県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 所定の場所以外で喫煙すること。

本則に次の一条を加える。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号の二

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「分掌」を「処理」に改め、同条中「事務」を「事務のうち、知事が別に定める事務」に、「分掌」を「処理」に改める。

第八条中「部局長」の下に「第六条の規定によりその事務を所属の課の長又は現地機関の長に処理させる場合においては、当該事務を処理する課の長又は現地機関の長」に、「参考となる資料を添えて、総務部長」を「あらかじめ総務部長」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 行政財産の使用の許可（新規の許可であつて、重要な先例となるもの又は異例なものに限る。）をしようとするとき。

第八条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「使用に係る使用許可」を「使用の許可」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、同条第三号中「貸し付け、又は」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 公有財産を貸し付けようとするとき（新規の貸付けであつて、重要な先例となるもの又は異例なものに限る。）。

第八条に次のただし書を加える。
ただし、第一号（取得金額（無償譲受の場合にあつては、財産の評価額とする。）が一千万円未満の財産の取得に限る。）及び第七号（評価額が一千万円未満の財産の処分に限る。）に該当する場合の合議については、管財課長限りとする。

第二十八条第二項中「分掌」を「処理」に改め、同項の表教育長の項中「各特別支援学校長、盲学校長及びびろう学校」を「及び各特別支援学校長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県庁防火対策実施要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県庁防火対策実施要綱を廃止する訓令

岐阜県庁防火対策実施要綱（昭和二十七年岐阜県訓令甲第八号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「岐阜振興局総務課長」を「西濃振興局総務課長」に、「西濃振興局総務課長」を「中濃振興局総務課長」に、「中濃振興局総務課長」を「東濃振興局総務課長」に、「東濃振興局総務課長」を「飛騨振興局総務課長」に、「飛騨振興局総務課長」を「同表生物工学研究所の項中「総務課長」を「部長」に改め、同表畜産研究所養豚研究部の項を次のように改める。

河川環境研究所

各務原市川島笠田町

総務課長

別表南飛騨健康増進センターの項中「課長補佐」を「管理監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号の二

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「かわる」を「代わる」に改め、同項第一号中「財産」を「取得予定金額が一千万円以上の財産」に改め、同項第二号中「財産」を「処分予定金額が一千万円以上の財産」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社